

衆議院

議院

予

算

委

員

会

議

録

第

五

号

平成三十一年二月十二日(火曜日)

午前八時五十九分開議

出席委員

委員長 野田 聖子君

理事 井野 俊郎君

理事 坂本 哲志君

理事 堀内 詔子君

理事 逢坂 誠二君

理事 伊藤 涉君

理事 秋本 真利君

理事 石崎 徹君

理事 今村 雅弘君

理事 小田原 潔君

理事 奥野 信亮君

理事 河村 建夫君

理事 笹川 博義君

理事 田野瀬 太道君

理事 中山 泰秀君

理事 平沢 勝栄君

理事 古屋 圭司君

理事 盛山 正仁君

理事 山本 幸三君

理事 吉野 正芳君

理事 石川 香織君

理事 尾辻かな子君

理事 岡田 克也君

理事 川内 博史君

理事 中谷 一馬君

理事 堀越 啓仁君

理事 宮川 伸君

理事 矢上 雅義君

理事 青山 大人君

理事 奥野総一郎君

理事 近藤 和也君

理事 関 健一郎君

後藤 茂之君

田中 和徳君

宮下 一郎君

渡辺 周君

伊藤 達也君

石破 茂君

衛藤征士郎君

小野寺五典君

神谷 昇君

小林 茂樹君

鈴木 俊一君

竹本 直一君

野田 毅君

福山 守君

村上誠一郎君

山口 壯君

山本 有二君

阿部 知子君

小川 淳也君

大串 博志君

神谷 裕君

武内 則男君

長谷川嘉一君

本多 平直君

村上 史好君

早稲田夕季君

泉 健太君

後藤 祐一君

階 猛君

西岡 秀子君

大田 昌孝君
志位 和夫君
宮本 徹君
下地 幹郎君

岡本 三成君
藤野 保史君
浦野 靖人君
松原 仁君

内閣総理大臣
財務大臣
国務大臣
(金融担当)

麻生 太郎君

総務大臣
国務大臣
(マイナンバー制度担当)

石田 真敏君

法務大臣

山下 貴司君

外務大臣

河野 太郎君

文部科学大臣

柴山 昌彦君

厚生労働大臣

根本 匠君

農林水産大臣

吉川 貴盛君

経済産業大臣

世耕 弘成君

国務大臣
(原子力損害賠償・廃炉等
支援機構担当)

石井 啓一君

国土交通大臣

原田 義昭君

防衛大臣

岩屋 毅君

国務大臣
(内閣官房長官)

菅 義偉君

国務大臣
(復興大臣)

渡辺 博道君

国務大臣
(国家公安委員会委員長)

山本 順三君

国務大臣
(防犯担当)

宮腰 光寛君

国務大臣
(沖縄及び北方対策担当)

消費者及び食品安全担当
(少子化対策担当)
(海洋政策担当)

国務大臣
(クルドシヤパン戦略担当)
(知的財産戦略担当)
(科学技術政策担当)
(宇宙政策担当)

平井 卓也君

国務大臣
(経済財政政策担当)

茂木 敏充君

国務大臣
(地方創生担当)

片山さつき君

国務大臣
(規制改革担当)
(男女共同参画担当)

櫻田 義孝君

財務副大臣
政府特別補佐人
(内閣法制局長官)

横昌 裕介君

政府参考人
(内閣官房まち・ひと・し
ごと創生本部事務局地方創
生総括官補)

井上 誠一君

政府参考人
(内閣官房内閣審議官)

原 宏彰君

政府参考人
(内閣府子ども・子育て本
部統括官)

小野田 壮君

政府参考人
(警察庁交通局長)

北村 博文君

政府参考人
(警察庁警備局長)

大石 吉彦君

政府参考人
(厚生労働省大臣官房長)

定塚由美子君

政府参考人
(厚生労働省雇用環境・均
等局長)

小林 洋司君

政府参考人
(厚生労働省子ども家庭局
長)

濱谷 浩樹君

政府参考人
(厚生労働省政策統括官)

藤澤 勝博君

政府参考人
(水産庁長官)

長谷 成人君

政府参考人
(経済産業省大臣官房審議
官)

島田 勘資君

政府参考人
(国土交通省水管理・国土
保全局長)

塚原 浩一君

政府参考人
(国土交通省鉄道局長)

蒲生 篤実君

政府参考人
(観光庁長官)

田端 浩君

政府参考人
(海上保安庁長官)

岩並 秀一君

政府参考人
(防衛省整備計画局長)

鈴木 敦夫君

政府参考人
(防衛省人事教育局長)

岡 真臣君

政府参考人
(防衛省地方協力局長)

中村 吉利君

政府参考人
(防衛省統合幕僚監部総括
官)

齋藤 雅一君

政府参考人
(厚生労働省前政策統括官)

大西 康之君

参考人
(独立行政法人労働政策研
究・研修機構理事)

樋口 美雄君

参考人
(統計委員会委員長)

西村 清彦君

予算委員会専門員

鈴木 宏幸君

委員の異動
二月十二日

河村 建夫君

神谷 昇君

笹川 博義君

神谷 守君

川内 博史君

福山 守君

武内 則男君

中谷 一馬君

堀越 啓也君

岡田 克也君

神谷 裕君

早稲田夕季君

青山 大人君

奥野総一郎君

関 健一郎君

近藤 和也君

階 猛君

西岡 秀子君

泉 健太君

不足額が算出できるような、そういう自動入力で計算できるようなシステムを導入していただきたいというふうに思いますが、大臣、いかがですか。

○根本国務大臣 委員が御提案あったようなことは、いい御提案だと思います。

その意味では、我々、御自身の情報を入力していただければ、例えば御自身の給付額はこのぐらいいなくなりますという、そういう簡易な資料をつくって、そして公表したいと思っております。そこは丁寧にやりたいと思います。

○泉委員 続いて、先ほど西村統計委員長の話をしましたけれども、本当はお呼びしたかったのは、幾つかお伺いしたいことがあったんですね。これは、内閣府の中で、統計委員会ではなく、統計の改善に関する研究会というのが行われたときに、委員からさまざまな発言が出てきております。

例えば、小峰委員という方からは、このGDPの基準改定については、政府が掲げている名目GDP六百兆円の目標との関係はどう説明するのか、目標を設定した時期と目標を達成する時期でGDPの計算方法が違っている、どちらかにそろえて比較することがフェアではないのかと。非常に真つ当なお話を、意見を述べられているわけですね。

こういうことについて、私は、やはり統計委員長に統計委員長としての御見解というのを聞きたかったということがありますし、そのほかにも、この研究会の中では、別な委員からは、今回の基準改定については、幾つか元気になる材料があるのか、基準改定が元気になる材料に使われているのかどうかというのがあるんですが、そういう漠然とした不安感を打ち消すことに使えないかと。そういう漠然とした不安感というのは、景気ウォッチャー調査なんかを見ると、国民の中に先行き不安だという人がふえているということについて、その不安感を打ち消すためにこの基準改定を使えないかと。

これは、統計というものをどういう利用の仕方をしていいのかということと言わざるを得ないわけですね。

こういったことも含めて、非常にやはりおかしな、この研究会での議事が出てきているのではないかと。この辺もやはりしっかりと西村統計委員長に今後聞いていきたいと思っておりますので、また改めてというふうにも思っております。

さて、実際に、この統計問題から次に行きまして、防衛問題に行かせていただきたいと思っております。

私たち国民民主党は、野党としても、我が国の防衛のあり方、これを真剣に考えております。まず一つ目ですが、スクランブルについてですね。

中国のスクランブルは、今、この数年、少し減りましたけれども、しかし、依然高水準というところでありますし、沖縄の南西方面航空隊を中心に負担が非常にありますので、ぜひ防衛大臣におきましては、この空自のスクランブル体制の負担軽減というものを考えていただきたいというふうに思います。パイロットの養成ですとか、あるいは機体の整備等々にも力を入れていただきたいというふうに思います。

ここで、一つお話ししたい事例がございます。二〇一七年、尖閣の領海内に中国の公船、海警が進出したしました。そして、そこからドローンが飛んだんですね。この船の上に黄色い点々で丸を囲ってあるのがドローンですけれども、ドローンらしきものが飛んだというふうに、一応、政府見解ではなっております。

このとき我が国はどのように対応したかということでございます。ドローンは飛行物体でありますので、領空侵犯という解釈になりました。そして、スクランブルとして、F15が二機、そしてE2DとAWACS、合計四機が現場に急行しました。ただ、急行したといっても、当然遠方から、那覇から来るわけですから、着いたころにはドローンは既にもとに戻って船の中に戻りました

し、そして、そもそも超高速の戦闘機からドローンを捕獲できるかという話です。ね。

そういったことからすると、恐らく数万円のドローンが一回飛ぶごとに四機も飛んでいけば、一千万以上経費もかかるかもしれません。更に言うと、パイロットの負担です。現場の負担、通信も含めて。こういったもので空自は疲弊してしまっているんじゃないかと私は思っております。そういった意味では、このドローンの時代に、領空侵犯イコールスクランブルではやっていけない、私は現場はそう考えていると思っております。

そこで、幾つか確認をしたいと思っております。まず、**外国の船舶が我が国領海内でドローンを飛ばす、これはこれはいゆる無害通航権というものを侵しているんじゃないかと思うわけですね。**

一九八二年の国連海洋法条約第十九条というところには、**外国船舶の航行は、当該外国船舶が領海において次の活動のいずれかに従事する場合に、沿岸国の平和、秩序又は安全を害するものとされるというふうにあります。**この中に、沿岸国の防衛又は安全を害することとなるような情報の収集、あるいは、航空機の発着又は積込み、軍事機器の発着又は積込み、調査活動又は測量活動の実施というものがあられるわけです。

改めてですけれども、防衛省としては、この事案でドローンが飛んだということは、スクランブルをかけたということでありますから、そして、**スクランブルをかけたということは、この無害通航に反するという解釈をしたというふうに私は考えますが、それでよろしいですか。**

○岩屋国務大臣 泉委員にお答えいたします。今御紹介いただいた事例は、おっしゃるとおり、平成二十九年の五月十八日、尖閣諸島周辺の我が国領海に侵入した中国海警の船上からドローンが発射されたということでございますが、国際法上、国家は領空について完全かつ排他的な主権を有しております。ドローンを含む無人機が領域国の許可を受けずにその領空を飛行することは認められていない。

したがって、防衛省は、ドローンといえども、必ずしも小型のものだけではないだろうと思えます。やはり、そういう飛行物体を認めるときには、自衛隊法の八十四条に基づいて必要な措置をとるということにしているわけでございます。

○泉委員 大臣、改めて、無害通航に反するということを私はこの場で明確にさせていただきたいというふうに思いますが、いかがですか。とめてください。

○野田委員長 速記をとめてください。〔速記中止〕

○野田委員長 速記を起こしてください。岩屋防衛大臣。

○岩屋国務大臣 基本的には、シカゴ条約第一條、これは国際民間航空条約、ICAO条約でございますが、これによりまして、各国は領域上の空間において完全かつ排他的な主権を有するということでございますから、ドローンによる、つまり無人機による領域内の飛行については、やはり自衛隊法の八十四条による対応というのが基本になるといふふうに考えております。

○泉委員 ここで明確に、無害通航にも反するという言葉をいただきました。自衛隊法八十四条のお話ありました。ここには何も、航空自衛隊とは書いていないわけでありまして、あくまで「防衛大臣は」と書いてあって、そして、自衛隊の部隊に対し、これを着陸させ、又は我が国の領域の上空から退去させるため必要な措置を講じるなわけですね。イコールスクランブルではないというふうに私は思うわけですね。

そこで、ドローンにスクランブルは制が合わなということを考えれば、私は、緊急を要する現場対応という意味では、やはり海自にも協力していただかなければいけない、あるいは海上保安庁にも協力していただかなければいけないというふうに思っています。

例えば、ドローン、なかなか、撃ち落とすということは、緊張感が一気に高まることであります